

三 諸君各ハ三十名ニシテ

三 言ハルニ據ルニ對シテハ 諸君ニ對シテ 多數ノ意見ニ對シテ

三 爭議團ノ要求ハ 諸君各ニ對シテ 中ニテ 諸君各ニ對シテ

八

ノコト

諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

九

ノコト 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ 諸君各ニ對シテ

財團法人協調會大阪支所

四 會社ハ 爭議團ニ對シ 金壹封支給スルコト

但シ 其金額ハ 中津警察署長ニ一任スルコト

備考

覺書第一項ハ 要求撤回ヲ意味シ 第三項ノ(1)最近昇給日又ハ

入社當日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル者ニハ三錢以上ノ臨時昇

給ヲナスコト(2)定期昇給ハ從前ノ通り引續キ之ヲ勵行スル

コト(3)簡閱點呼ヲ受クル者ニハ點呼當日ニ限り半日給支給

スルコトヲ内容トシ第四項ハ

(1) 爭議費用八百圓

(2) 三十名ニ對スル解雇手當及豫告手當ノ總額一千九百拾參

圓貳拾五錢

(3) 爭議ニ參加シタル罷業中ノ手當(日給ノ三步)約六百七

圓九十七錢

資本案側 小林 支配人